

2. 地方裁判所における民事訴訟事件（第一審）の審理の状況

2.1. 民事訴訟事件とは

2.1.1. 民事訴訟として扱われる事件と手続の流れ

民事訴訟手続がどのようなものか、具体的な手続の流れや審級制度等について、概要を分かりやすく説明

2.1.2. データから見る民事訴訟手続像

審理期間や期日回数、当事者の状況、証人や本人の尋問回数、鑑定の実施率などについて、それぞれ平均的・一般的な状況（データ）を示して、データ上から平均的・一般的な審理の状況を説明する。また、事件の種類ごとに見た事件数の状況等を示すことで、どのような事件が裁判所に持ち込まれているかについて概況を示し、民事訴訟の現状について、全体的なイメージを明らかにする。

2.1.3. 審理期間の経年的推移とこれまでの取組状況

ここでは、民事訴訟全般の事件数と審理期間や事件数の推移を図示し、これまで審理期間がどのように変わってきたかを明確化する。また、これまでに行われた審理の充実・迅速化に向けた運用レベルでの取組や制度改正の概要について説明し、審理期間や事件数の推移との関係を概観する。

細かな手続的要素や事件種類の観点から見た審理期間等の推移については、後記のそれぞれの項で検討

2.2. 民事訴訟に共通する要素と審理期間との関係についての考察

2.2.1. 審理期間と口頭弁論期日・弁論準備手続期日との関係

期日の種類（口頭弁論期日、弁論準備手続期日等）やそれぞれの概要について説明した上で、各種期日の実施状況、期日相互間の実施回数の関係、審理期間との関係（開廷間隔など）などを分析し、その傾向や要因について検討する。

2.2.2. 人証数の多寡と審理期間との関係

人証（証人及び本人）の取調状況について、審理期間との関係を他の条件を固定するなどの方法を取りながら図示して、その関係性を明らかにする。その上で、人証数の多寡が審理期間に影響を与える理由について考察を加え、統計

データにより可能な検証を行う。

2.2.3. 当事者数の多寡と審理期間との関係

当事者数の多寡について、審理期間との関係を他の条件を固定するなどの方法を取りながら図示して、その関係性を明らかにする。その上で、当事者数の多寡が審理期間に影響を与える理由について考察を加え、統計データにより可能な検証を行う。

2.2.4. 審理期間に関する経年的な推移との関係

以上の分析を踏まえ、手続的要素の経年的な変化をまとめて概観するとともに、審理期間の推移（2.1.3.で概観）との関係を図示し、これまでの審理の状況の変化とこれに伴う審理期間の変化を明確化して現時点での到達点を明らかにするとともに、今後の課題となりうる部分を検討する。

2.3. 事件類型と審理期間との関係についての考察 ~ 専門的な知見を要する訴訟を中心に

2.3.1. 事件種類別の審理期間等の概況

今回の検証にあわせ、項目を変更・細分化した事件票の事件種類別の事件数や、審理期間その他の手続的要素の状況を概観するとともに、専門的な知見を要する事件類型について、その概要を説明する。

2.3.2. 医事関係訴訟の状況

医事関係訴訟について、審理期間、事件数などの状況を概観した上で、当事者数、人証数、鑑定の実施状況など様々な観点から検討することにより、医事関係訴訟の特徴（主要な争点が医療という高度な専門的知見にかかわるものであることなど）や審理期間に影響を与える要因について検討を行う。また、審理期間の推移等を見ながら、これまでの審理の改善に向けた運用上の取組等を紹介する。

2.3.3. 建築関係訴訟の状況

建築関係訴訟について、審理期間、事件数などの状況を概観した上で、当事者数、人証数、鑑定の実施状況、瑕疵の主張の有無など様々な観点から検討す

ることにより，建築関係訴訟の特徴（瑕疵が主張された事案では，主要な争点が建物の不具合という高度な専門的知見にかかわるものであることなど）や審理期間に影響を与える要因について検討を行う。また，これまでの審理の改善に向けた運用上の取組等を紹介する。

2.3.4. 知的財産関係訴訟の状況

知的財産関係訴訟（特許等の知的財産に関わる訴訟事件）について，審理期間，事件数などの状況を概観した上で，当事者数，人証数などの手続的要素について，他の条件を固定するなどの方法を取りながら検討することにより，知的財産関係訴訟の特徴（高度な専門技術的事項が争点となることが多く，裁判所が専門化しているとともに当事者双方も専門化している，など）や審理期間に影響を与える要因について検討を行う。また，審理期間の推移等を見ながら，これまでの審理の改善に向けた制度面・運用面の取組等を紹介する。

2.3.5. 労働関係訴訟の状況

労働関係訴訟（賃金請求事件など，労働関係に関わる訴訟事件）について，審理期間，事件数などの状況を概観した上で，当事者数，人証数などの手続的要素について，他の条件を固定するなどの方法を取りながら検討することにより，労働関係訴訟の特徴（争点が多岐にわたり複雑であり，人証数も多い，など）や審理期間に影響を与える要因について検討を行う。また，審理期間の推移等を見ながら，これまでの審理の改善に向けた運用上の取組等を紹介する。

2.3.6. 行政事件の状況

行政事件（国や地方公共団体の処分の適法性を争う訴訟等）について，審理期間，事件数などの状況を概観した上で，当事者数，人証数などの手続的要素について，他の条件を固定するなどの方法を取りながら検討することにより，行政事件の特徴や審理期間に影響を与える要因について検討を行う。また，審理期間の推移等を見ながら，これまでの審理の改善に向けた運用上の取組等を紹介するとともに，今般の行政事件訴訟法の改正内容を紹介する。

2.4. 事件数や審理期間に関する地域的状況

ここまでは，全国一律の傾向について検討してきたが，庁の規模などによる差

異があるかどうかを検討する必要もある。全国50の地方裁判所の管内別の審理期間や事件数などの状況を概観するとともに、手続的要素の違い、事件種類との関係などを分析することにより、地域的な差異の有無やその要因について検討する。また、地方裁判所管内別のほか、庁の規模や本庁・支部の区別などに基づく検討も行う。